

現場技術委託業務共通仕様書

(令和3年4月)

高知県林業振興・環境部

現場技術委託業務共通仕様書

目 次

第1条	適 用 範 囲	1
第2条	用 語 の 定 義	1
第3条	管 理 技 術 者	1
第4条	現 場 技 術 員	2
第5条	委 託 業 務 の 着 手	2
第6条	前 払 金 の 請 求	2
第7条	受 託 者 の 任 務	2
第8条	業 務 の 内 容	2
第9条	書 面 の 報 告	3
第10条	業 務 日 誌 の 作 成	3
第11条	委 託 業 務 の 完 了	4
様式-1	管理技術者及び現場技術員届	5
様式-2	管理技術者及び現場技術員変更届	6
様式-3	着 手 届	7
様式-4	前払金請求書	8
様式-5	業務処理結果記録簿	9
様式-6	現場技術員業務日誌	10
様式-7	委託業務完了報告書	11
別表	現場技術員の資格区分	12

現場技術委託業務共通仕様書

第1条 適用範囲

この現場技術委託業務共通仕様書は、高知県林業振興・環境部が委託する現場技術業務（以下「業務」という。）に適用する。

- 2 この共通仕様書は、現場技術委託業務契約に基づく受託者の業務の執行に関して必要な事項を定めるものとする。
- 3 業務の履行場所は、委託対象工事(以下「工事」という。)の当該建設工事請負契約書で定められた工事場所とする。
- 4 設計図書及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書より優先するものとする。
- 5 この共通仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して定める。

第2条 用語の定義

この共通仕様書において、使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 監督職員

受託者に対する指示、承諾、回答又は協議を行う者で現場技術委託業務調書に記載した総括監督員、専任監督員、主任監督員及び工事監督員を総称していう。

(2) 指示

監督職員が受託者に対し、業務の遂行上必要な事項について基準又は計画等を示し実施させることをいう。

(3) 協議

監督職員と受託者が対等の立場で合意することをいう。

(4) 報告

受託者が監督職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。

(5) 提出

受託者が監督職員に対し、業務に係わる事項について、書面又はその他の資料を説明し差し出すことをいう。

第3条 管理技術者

受託者は技術上の管理を行う管理技術者を定め、（様式－1）にその氏名その他必要な事項を記入するとともに資格要件及び雇用の関係が分かる写しを添付し、契約締結前までに委託者に提出しなければならない。管理技術者を変更したときも同様とし（様式－2）により提出しなければならない。

- 2 管理技術者は、業務の管理及び統括を行うほか委託料の変更、履行期間の変更、委託料の請求及び受領、前項の決定並びに、この契約の解除に係わる権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

3 管理技術者の資格は別表に定めるものとする。

第4条 現場技術員

受託者は、業務を履行するために使用する者を現場技術員に定め、（様式－1）にその氏名その他必要な事項を記入するとともに資格要件及び雇用の関係が分かる写しを添付し、契約締結前までに委託者に提出しなければならない。現場技術員を変更したときも同様とし（様式－2）により提出しなければならない。

2 前条に定める管理技術者は現場技術員を兼ねることができる。

3 現場技術員の資格は別表に定める「技術員」以上であるものとする。

4 現場技術員は15件まで現場を兼務することができる。

第5条 委託業務の着手

受託者は業務に着手したときは、着手届（様式－3）を委託者に提出しなければならない。

第6条 前払金の請求

受託者は、契約書第20条の2の規定による前払金を請求する場合は、前払金請求書（様式－4）を提出しなければならない。

また、前払金の請求は契約締結後と工事の進捗が50パーセントを超えたとき、それぞれ、委託料の10分の3以内の額を請求することができるものとする。

第7条 受託者の任務

受託者は、契約書及びこの共通仕様書に基づき業務を履行しなければならない。

2 受託者は、その担当する工事の建設工事請負契約書、設計書及び仕様書の内容に十分精通していなければならない。

3 受託者は、建設工事請負契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しない。

4 高知県建設工事監督規程第16条、18条に規定する、監督職員がやむを得ず立ち会いができない場合に、監督職員の指示を受け確認を行わなければならない。ただし、検査に該当する確認はできないものとする。

第8条 業務の内容

受託者は、現場技術員を使用して次の各号に掲げる事項に関する業務を履行しなければならない。

（1）工程管理

工程表に基づき常に工事の進行管理に留意し、工事が遅延するおそれのある場合は遅滞なく監督職員に報告しなければならない。

（2）書類の確認

工事受注者から書類が提出されたときは、これを確認し監督職員に提出しなければならない。

(3) 立ち会い

完成後外面から明視することができない工事または施工の進行過程を記録写真等、書類的な方法では、その状況を把握することが十分でない工事等については現地に立ち会い、設計図書と適合するか確認をしなければならない。

(4) 段階確認等の実施

監督職員に代わり立ち会い、確認を行った後は、工事受注者から監督職員へ段階確認実施表の提出により適否の判断を受けなければならない。

(5) 検測

工事の施工が設計図書に示す所定の出来形及び品質を確保するため検測を行った場合はその成果を監督職員に提出するものとする。

また、その結果不適合又はそのおそれがあると認められる場合は、その結果を監督職員に報告しなければならない。

(6) 品質管理

工事受注者が仕様書に定められた品質管理試験を忠実に実施しているかを確認しなければならない。

(7) 写真記録等

水中若しくは地下に埋設する工事その他完成後外部から明視できなくなる箇所又は重要な箇所を確認するときは、業務処理結果記録簿（様式－５）を作成しなければならない。

(8) 設計変更、工事検査等

監督職員と協議のうえ設計変更、工事完成検査若しくは部分引渡し検査に必要な図書等の作成及び測量、測定等を行なわなければならない。

(9) 対外折衝

監督職員と協議のうえ地元若しくは関係機関等との折衝に必要な測量、調査等を行なわなければならない。

(10) 検査の立ち会い

工事に関わる工事検査において、検査員の指導、指示事項を業務処理結果記録簿（様式－５）に記録して監督職員に報告しなければならない。

第9条 書面の報告

受託者は、監督職員に報告を行う必要があるときは、別に様式の定めがある場合を除き、業務処理結果記録簿（様式－５）を作成して報告しなければならない。

報告の内容については次による。

- (1) 監督職員に報告する必要があると認められる事項
- (2) 監督職員の指示等必要な事項

第10条 業務日誌の作成

受託者は、業務内容を現場技術員業務日誌（様式－６）に整理し、月末の工事進捗率を記入して、毎月5日（5日が休日の場合は休日の翌日）までに、前月分を監

督職員に提出しなければならない。

第 11 条 委託業務の完了

受託者は、委託業務が完了したときは、委託業務完了報告書（様式－7）に業務完了月にかかる現場技術員業務日誌を添付して提出しなければならない。

管理技術者及び現場技術員届

令和 年 月 日

〇〇〇林業事務所長 様

受託者 住 所
氏 名

印

委託業務名				
委託番号				
委託料	¥			
管理技術者	フリガナ 氏 名		生年月日	S・H 年 月 日
	資格等			
	健康保険証、雇用保険、賃金台帳等の常勤資料写しは別紙のとおりです。			
現場技術員	フリガナ 氏 名		生年月日	S・H 年 月 日
	資格等			
	健康保険証、雇用保険、賃金台帳等の常勤資料写しは別紙のとおりです。			

管理技術者及び現場技術員変更届

令和 年 月 日

〇〇〇林業事務所長 様

受託者 住 所
氏 名 印

下記の委託業務について、管理技術者及び現場技術員を変更します。

記

委託業務名							
委託番号							
委託料							
管 理 技 術 者	変更前	フリガナ 氏 名					
	変更後	フリガナ 氏 名		生年月日	S・H	年 月 日	
		資格等					
		健康保険証、雇用保険、賃金台帳等の常勤資料写しは別紙のとおりです。					
現 場 技 術 員	変更前	フリガナ 氏 名					
	変更後	フリガナ 氏 名		生年月日	S・H	年 月 日	
		資格等					
		健康保険証、雇用保険、賃金台帳等の常勤資料写しは別紙のとおりです。					

様式－ 3

令和 年 月 日

〇〇〇林業事務所長 様

(受託者) 住 所
氏 名 印

着 手 届

下記の業務について、令和 年 月 日に着手しました。

記

委託業務名	
委託番号	
履行期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
委託料	¥
契約年月日	

前 払 金 請 求 書

¥ _____

但し

(第 _____ 号) の委託料¥

委託業務
に対する前払金

口座振込先

株式会社

銀行

店

口座番号

上記のとおり請求します。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

〇〇〇林業事務所長 様

受託者

住所

氏名

印

原本添付書類名	保管責任者印	出納員等 確認印
年 ____ 月 ____ 日第 ____ 号支出 負担行為決議書		

様式－5

専任監督員	主任監督員	工事監督員

業務処理結果記録簿

管理技術者： _____ 印

現場技術員： _____ 印

令和 年 月 日 曜日 天候

工事名	実施業務の内容	報告内容

(注) 必要な写真貼付のこと

様式－6

専任監督員	主任監督員	工事監督員

令和 年 月 日

現場技術員業務日誌

管理技術者： _____ 印

現場技術員： _____ 印

委託業務名	
履行場所	
履行期間	
対象工事の工期	

年 月 日	曜日	場所	現場の状況	確認の内容
				進捗率 %

- * 場所欄には工事現場等と記入（複数記入可）
- * 現場の状況欄には当日の現場で行っていた作業内容を記入、現場以外の場所で用務を行った場合は用務の内容を記入
- * 確認の内容欄には、現場技術員が行った段階確認等の内容を記入する。
- * 進捗率欄には進捗率を記入する。（小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。）

委託業務完了報告書

工事 現場技術委託業務（第 号）

上記委託業務は令和 年 月 日業務が完了しましたので報告します。

令和 年 月 日

〇〇〇林業事務所長 様

受託者 住所

氏名

印

別表

治山・林道事業現場技術業務委託実施要領の制定について（昭和54.8.23 54林野治第2015号林野庁長官通達）

技術者の名称	技 術 経 歴
<p>管理技術者 (技師A)</p>	<p>1 技術士法（昭和32年法律第124号）第14条に規定する技術士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者</p> <p>2 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条に規定する1級土木施工管理技士の資格を取得し、その後森林土木部門の職務に従事した期間が5年以上あり、統轄管理の業務経験が5年以上ある者</p> <p>(2) 林業指導育成強化対策事業実施要領（昭和58年4月28日付58林野組53号林野庁長官通達）第4の6の（5）の規定による林業技士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた後、森林土木部門の職務に従事した期間が4年以上ある者</p> <p>(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第69条の2に規定する大学（以下「短期大学」という）を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が13年以上ある者</p> <p>(4) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治18年勅令第61号）による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が17年以上ある者</p> <p>(5) 学校教育法による高等学校若しくは旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による中学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち林業若しくは土木の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後森林土木部門の職務に従事した期間が20年以上ある者</p>

<p>技師 B</p>	<p>委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 1級土木施工管理技士の資格を取得し、その森林土木部門の職務に従事した期間が5年以上ある者</p> <p>(2) 林業技士の登録を受けた者</p> <p>(3) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者</p> <p>(4) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が13年以上ある者</p> <p>(5) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上ある者</p>
<p>技師 C</p>	<p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 2級土木施工管理技士の資格を取得し、その森林土木部門の職務に従事した期間が4年以上ある者</p> <p>(2) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が5年以上ある者</p> <p>(3) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者</p> <p>(4) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が11年以上ある者</p>
<p>技術員</p>	<p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 2級土木施工管理技士の資格を取得した者</p> <p>(2) 森林土木部門の職務に従事した期間が3年以上ある者又はこれと同程度以上の知識及び技術を有する者</p>

付則

この共通仕様書は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この共通仕様書は平成 21 年 6 月 10 日から施行する。

この共通仕様書は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この共通仕様書は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この共通仕様書は平成 23 年 1 仕様書は平成 2 月 20 日から施行する。

この共通 24 年 10 月 1 日から施行する。

この共通仕様書は平成 28 年 9 月 15 日から施行する。

この共通仕様書は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。